

デュー・プロセスをめぐる合衆国最高裁判例の動向（三）

小 早 川 義 則

一 はじめに

二 アメリカ法の概観

三 第六修正とデュー・プロセス

1 証人対審権

- 【1】 マトックス判決（二八九五年）
- 【2】 ポインター判決（一九六五年）
- 【3】 ダグラス判決（一九六五年）
- 【4】 ブルーション判決（一九六八年）
- 【5】 バーバ判決（一九六八年）
- 【6】 グリーン判決（一九七〇年）
- 【7】 ダットン判決（一九七〇年）
- 【8】 マンクシー判決（一九七二年）

.....以上、四九卷三号

- 【9】 ロバツ判決（一九八〇年）
- 【10】 イネイディ判決（一九八六年）
- 【11】 リー判決（一九八六年）
- 【12】 ブルーージェイリー判決（一九八七年）
- 【13】 オウエンズ判決（一九八八年）
- 【14】 コイ判決（一九八八年）
- 【15】 ライト判決（一九九〇年）
- 【16】 クレイク判決（一九九〇年）
- 【17】 ホワイト判決（一九九二年）
- 【18】 リリー判決（一九九九年）

以上、四九卷四号

2 強制的証人喚問請求権

- 【19】 ベンソン判決（一九八二年）
- 【20】 ローゼン判決（一九一八年）
- 【21】 ワシントン判決（一九六七年）
- 【22】 チェインバース判決（一九七三年）
- 【23】 グリーン判決（一九七九年）
- 【24】 クレイン判決（一九八六年）
- 【25】 ロック判決（一九八七年）
- 【26】 テイラー判決（一九八八年）
- 【27】 ルーカス判決（一九九一年）
- 【28】 シェファ判決（一九九八年）

以上、本号

3 弁護人依頼権

4 公平な陪審による裁判

5 まとめ

- 四 第五修正とデュー・プロセス
- 五 第四修正とデュー・プロセス
- 六 第八修正とデュー・プロセス
- 七 墮胎禁止法等とデュー・プロセス
- 八 少年審判手続とデュー・プロセス
- 九 行政手続法とデュー・プロセス
- 一〇 デュー・プロセスの意義と問題点
- 一一 むすびとして

2 強制的証人喚問請求権

合衆国最高裁は一九六七年のワシントン判決（後出）において初めて、「自己に有利な証人を得るために強制的な手続を取る権利」を保障する第六修正の強制的証人喚問請求権は修正一四条のデュー・プロセス条項を介して州をも拘束することを明らかにしたうえで、被告人に有利な共犯者の証人適格を否定する州法は修正六条に違反する旨判示した。右判決以降、強制的証人喚問請求権に関する判例が相次ぎ、伝聞例外との関係が論じられるようになった。すなわち、伝聞例外等に該当しないため許容できない証拠であっても、被告人側に有利な証拠であればいわば片面的に憲法上許容できるかをめぐり激しく争われることになった。例えば、ポリグラフ検査の証拠能力を否定した一九九八年のシェファ判決（後出）において、ステイヴンズ裁判官の反対意見は、ワシントン判決など先例の事案とは異なることを指摘しつつ、被告人側に有利なポリグラフ検査結果の許容性を憲法上の観点から肯定できるとを強調しているのである。わが国では、憲法三七条二項後段の文言が修正六条の強制的証人喚問請求権と「ほとんど同じ」であるにもかかわらず、必ずしも十分な分析がなされていなかったが、近時、光藤景皎教授がアメリカではワシントン判決が出された一九六七年以来重大な動きがあることを知（リ）、アメリカ法の精緻な分析を遂げた結果、修正六条と「ほぼ同じ内容をもつ、我が憲法三七条二項後段を生き返らせて、わが国でも、無罪を示唆する証拠の許容のための条件を探る作業が、そろそろ必要な時機にさしかかっている」として、一定の「要件を備えた証拠の取調べ請求が被告人からなされた場合、それが伝聞規定に抵触し、伝聞例外にも当たらないときでも、憲法三七条二項後段を根拠に、許容されてよい」との新しい提言をなすに至っているのである。

そこで以下、ワシントン判決からシェファ判決に至るまでの強制的証人喚問請求権に関する主要な合衆国最高裁判例を判決言い渡し順に紹介しつつ、とくに伝聞法則との関わりを明らかにすることとしたい。なお、ワシントン判決は当該事案につき初めて憲法に違反する旨判示した合衆国最高裁判例であるが、被告人に不利な共犯者の証人適格すなわち訴追側証人としての共犯者の証言の許容性については早くから肯定されていたため、それとの対比が重要な論点であり、それとの関係で現在に至るまで一九九二年のベンソン、一九一八年のローゼン両判決が関連判例として引用されているので、まず両判決を紹介しておく。

【19】ベンソン判決（一九九二年）³⁾

本判決は、被告人とともに殺人罪で起訴された共同被告人（被害女性の娘）が公判分離後に訴追側証人として証言した事案につき、被告人等の証人適格をめぐるコモン・ロー上の動向を考察したうえで、その証人適格性を肯定したものである。

「事実の概要」 被告人ベンソン（X）は一九九一年六月、カンサス州地区合衆国巡回区裁判所で殺人の罪で有罪とされ、絞首刑の言い渡しを受けた。当該殺人はカンサス地区の軍事用地（military reservation）内で行われたため、合衆国裁判所に排他的な管轄権があるが争われた。また、被告人の妻が異議なく任意に、そして共同被告人（Y）が公判分離後に訴追側証人として証言したため、訴追側はいずれも誤審令状手続で、その許容性を争った。なお、被告人の妻は訴追側証人として、郵送された手紙等は被告人の筆跡である旨被告人に不利な証言をし、その時点において被告人側は何ら異議を申し立てなかったにもかかわらず、さらに手続が進められ他の数人の証人が証言した後で、被告人側は初めてその証言排除を求めた。

合衆国最高裁は、まず管轄権を肯定し、被告人の妻の証言については、「コモン・ロー上、利害関係を理由とする証人の適格性に関する異議申立ては、その主尋問（his examination in chief）の前になされることが必要であると」したうえで、本件排除の申立ては「余りにも遅すぎた（too late）」としてこれを認めず、本件共犯者（Y）の証人適格については次のような判断を示し、いずれも被告人側の主張を退けた。

「判旨」被告人(X)の依拠する主たる論点は、次のとおりである。すなわち、殺害された女性の娘であるマリ(Y)はXと共に起訴された。裁判所によって公判分離が命ぜられて、YはXの公判で訴追側証人として喚問され尋問された。その尋問は、Yに不利な処分もなされない前に行われた。多くの論者は、その証言は許容できるとする見解を採用している。イギリスの判例に言及して、コモン・ローでは、共同して起訴された甲乙二人と一緒に審理されたとき、いずれも証人としての適格性はない。しかし、一人(甲)が分離して審理を受けると他の一人(乙)はその甲に不利な証人として適格性が認められている。その証人(甲)は記録上は当事者であるが、同一の陪審の審理にかけられていない(had not been given in charge to the same jury)からである⁽⁹⁾。

しかし、当裁判所はすでに事実上(already practically)一八五一年のライント判決(United States v. Reid, 12 How. 361)でこの問題を解決したとされる。もっとも、同事件での正確な問題は「共同被告人を喚問する被告人の権利に關してであり、共同被告人を喚問する訴追側(government)の権利に關するものではなく、そして両者には差異のあることが認められてきた。」なるほど前者の場合に証人を排除するその理由は、後者の場合に証人を排除するその理由とほとんど同一(largely the same)である。すなわち、いずれの場合にも、証人には利害があり、記録上当事者でもある(interest and being party to the record)。しかし、共同被告人に有利な証人としての被告人の適格性を否定するのは公の政策(public policy)に適つてする見解もある。というのは、そのような証人は宣誓して相手の関与を否定することになり、これは公の政策に反するといつのである。両者の区別が十分な理由に基づいたものであるかどうかにかかわらず、ライント判決は本件にとって決定的ではない(not decisive)。同事件での被告人はヴァージニア州地区合衆国控訴裁判所で起訴され審理された。同州の制定法によれば、共同被告人が併合審理されていないとき、他の被告人に有利に証言することが認められていた。当時のヴァージニア州法が適用されるかが争われたが、その適用は否定されて「一七八九年当時のヴァージニア州でのコモン・ローによって決

定された。」そして「コモン・ローによれば、共同被告人には証人適格がないと判断されたのである。『したがって、同事件は、われわれが一般的な先例と健全な理由に照らして(in the light of general authority and sound reason)本件での問題点を検討する妨げにはならぬ』」

「このことを検討する際に、どのような理由に基づいて共同被告人が排除されるのかを検討するのが相当(well)である。その理由は実質的には二つある。すなわち、第一に彼には利害があり、第二に記録上当事者(a party to the record)であることである。周知の如く、古いコモン・ローは注意深く、記録上の当事者であり、結果的に利害関係を有する人を証人台から排除し、このルールは民事事件にも刑事事件にも拡大された。偽証のおそれ(fear of perjury)がこのルールが設けられた理由であった。」⁽¹⁰⁾

「有罪判決や信仰心の欠如(want of religious belief)なども証人台から排除する理由として十分とされた。実際、コモン・ローは、正直で宣誓の神聖さを理解し、当事者としてその結果に影響を受けることがなく、何らかの利害関係の誘惑から自由である誠実な人だけを証人台に立つことを認めてきた。裁判所は、陪審員の知性を信頼する気にはなれなかつたのである。しかし、この五〇年の間に、これらの点に大きな変化がもたらされた。そして今日では、証人適格の範囲を拡大して、従来証人排除を正当化するに十分とされた事柄についても証人の信頼性に関する陪審の判断に委ねることが一般的傾向となっている。かかる変化は、とりわけ立法によって、そして一部は裁判所の解釈によってもたらされた。連邦議会によって一八六四年七月、合衆国裁判所においては、いかなる証人も肌色を理由に訴訟から排除されることはなく、当事者であること、あるいは審理中の問題に利害関係を有することを理由に民事訴訟から排除されることはない」と規定する法律が制定された。そして一八七八年三月一六日、連邦議会はさらに、刑事事件で被告人が自らの希望により証言することを認める法律を制定した。この法律の下では、公判分離がなされず、二人の被告人と一緒に審理されていても、いずれも被告人に有利な証人として適格性が

あり、その証言が他方に不利であるとしても、それにもかかわらず証人適格が認められているのである。……類似内容の立法は合衆国のほとんどの州で制定施行された。そして徐々に、証人を証人台から排除してきた単に形式的な障壁が除去され、今日では、当初敵対的であった相手方当事者の口唇が死によって封じられない限り、あるいは、例えば夫と妻との関係のようなどりわけ信頼関係のある人の一方が沈黙の中止を阻止 (forbids the breaking of silence) することがない限り、何人も証人台から排除されないというのが、普遍的とまではいえないにしても、一般的な真実となっている。⁽⁹⁾

「このような先例と議会の制定法に照らすと、本件での問題を処理するのにさほど困難はない。利害関係があり、記録上当事者であっても、被告人が証人台に立つことは妨げられないというのであれば、どうして審理を受けていない共同被告人の証人適格を否定することができるのか。前者の有罪判決または無罪釈放 (conviction or acquittal) は、後者の有罪または無実 (guilt or innocence) を決定するものではない。そして前者に有利なまたは不利な判決は、その後の後者の裁判での証拠とはならない。実際、現実の法的な利害に関する限り、それは後者にとって重要な事柄ではない。共同被告人は記録上当事者であるとはいえ、しかし単に形式的にそうであるにすぎない。疑う余地もなく、仮に分離して起訴されておれば、彼は訴追側証人として適格性があつたであろう。しかし、ともに起訴された上での分離公判は、実際上は、分離した起訴に基づき裁判と同じく独立した手続である。われわれは、Yの証言は適格性があつたと考える。それを許容したことに誤りはなかつたのである。⁽¹⁰⁾」

【20】 ローゼン判決（一九一八年）⁽¹¹⁾

本判決は、盗品收受等のコンスピラシーの罪とともに起訴された共犯者（Z）が有罪答弁後に訴追側証人として被告人ローゼン（X）らに不利な証言をした事案につき、前出ベンソン判決と対比しつつ、その証人適格性を肯定

したものである。

「事実の概要」 ローゼン（X）、ワグナー（Y）の二人は、小切手等が盗品であることを知りつつ、これを購入するなどのコンスピラシーの罪でZと共にニューヨーク州東部地区合衆国地方裁判所に起訴された。Zは有罪答弁をし、その後、訴追側証人として喚問されたところ、Zには文書偽造罪で有罪の答弁をして服役したことがあると理由で、証人適格がないとの異議が申し立てられた。しかし、この異議は退けられ、Zは証言を認められた。Xらは、この決定につき上訴したが、巡回区控訴裁判所がこれを維持したため、前出ライド判決に依拠してその誤りを主張した。⁽¹²⁾

「判旨」 「合衆国裁判所での刑事裁判における証人適格性は一七八九年法制定当時の各州で効力を有していた証拠法則によって判断されなければならないとライド判決で判示された。そして本件での問題は、一七八九年当時ニューヨークで効力を有していたコモン・ローによれば、文書偽造で有罪とされ刑の言い渡しを受けたものは、恩赦を与えられるまでは証人としての適格性がないものとされている、したがって、Z（証言）に対する異議申立ては認められるべきであった。」Xらはこのように主張する。⁽¹³⁾

ライド判決は、明確に変更されていないが、その先例としての価値 (its authority) は、ベンソン判決（等）によって大きく損なわれたと考えなければならぬ。ベンソン判決とライド判決とは、前者ではその適格性に異議が申し立てられた証人が訴追側によって喚問されたのに対し、後者では被告人によって喚問されたという点に差異があるにすぎない。証人の証言は一方では認められ、他方では退けられた。そしていずれの判決も、その間に四〇年が経過したにもかかわらず、当裁判所によって維持された。一八九二年に判断が下されたベンソン判決において、当裁判所は、ライド判決はベンソンの事案では決定的でないと判断した後で、一般的な先例と健全な理由に照らして当該問題を検討すると述べ、それまでの五〇年間での大きな変化を指摘し、Xらが適用すべきと主張してい

る「モン・ロー」上の慣行を全く考慮することなく事件の処理を進めたのである。¹⁴⁾

「われわれは、それ以前の判決を先例とするよりも、後者のベンソン判決を先例として受け入れ、一般的な先例と健全な理由に照らして、本件での最初の問題を処理することとする。」¹⁵⁾

「ベンソン判決以来経過したほぼ二〇年の間に、証人の不適格性を除去する裁判所および立法機関の動きは、さらに前進している。事件に関わりのある事情についての知識を有すると思われる理解力のあるすべての人の証言を耳にすることによって、そして証人を適格性がないとして退けるよりもそのような証言の信頼性や重みの判断を陪審又は裁判所に委ねることによって真実により達成しようという確信がわれわれの時代に支配的となり、その結果、このような原理は広汎に、ほとんど普遍的といえるまでに、わが国およびイギリスで受け入れられてきたのである。¹⁶⁾」

ベンソン判決以降、連邦議会は制定法で偽証罪で有罪とされた証人の不適格性を除去している。とりわけ犯罪で有罪とされた（前科のある）証人の適格性に適用されるこのような新しいルールを支持する立法および圧倒的多数の判例は健全な理由に基づいたものであることをわれわれは確信する。一七八九年当時の「モン・ロー」ルールの遺物 (dead hand) は、もはや本件のような事案に適用されるべきでない。¹⁷⁾

【21】 ワシントン判決（一九六七年）¹⁸⁾

本判決は、共犯者（Y）とともに銃砲による謀殺罪で起訴された被告人ワシントン（X）が、すでに有罪が確定し刑務所に収容中のYの証言を求めたところ、他の共犯者を自己に有利な証人することを禁止する州法の規定により退けられた事案につき、第六修正の強制的手続により自己に有利な証人を求める権利は第一四修正を介して州にも適用されるとしたうえで、州法の当該規定はこの第六修正の規定に違反するとしたものである。

「事実の概要」 被告人ワシントン（X）は、テキサス州ダラスで悪意による謀殺の罪で有罪とされ、五〇年の刑を言い渡された。訴追側証拠によると、当時一八歳の若者であったXは、少女Aとつきあってしたが、Xとの交際を母親に禁止されたAは、その後、本件被害者Bとつきあい始めた。嫉妬にかられたXは一九六四年八月二九日夜、銃を求めて仲間とダラス市周辺をドライブ中、フラァー（Y）に遭遇し、Yは短銃を持ってそのグループに加わった。少年らは、A宅に向かったところ、A、その家族、そしてBらが夕食中であった。少年たちは、A宅に向けてレンガを投げた後、XとYを短銃とともに玄関前に残したまま、車の方に走り去った。レンガの首に気付いたBとAの母親が何事かとボーチに出てきたところ、「XまたはYのどちらかによって短銃が発射され、Bは死亡した。間もなく、X、Yは他の少年たちが待っていた車に戻った。その時、Yが短銃を所持していた。」¹⁹⁾

フラァー（Y）の証言が関連性があり重要であることには争いがなかった。しかしフラァー（Y）はすでに同一の殺人の犯罪で有罪とされ、五〇年の刑を言い渡されダラスの郡刑務所に収容されていた。当時のテキサス州法は、「同一の犯罪で訴追され、または有罪とされたものは、訴追側に有利に証言することは禁止されていなかったにもかかわらず、被告側証人として他の者に有利に証言できない」旨定めていた。公判裁判官は、このような制定法を根拠として、訴追側の異議申立てを容れ、Yに証言させることを認めなかった。その結果、Xは有罪とされ、テキサス州刑事控訴裁判所はこれを維持した。²⁰⁾

これに対し、合衆国最高裁は「強制的手続によって自己に有利な証人を求める第六修正の下での刑事事件における被告人の権利が侵害されたかどうか、そしてかかる権利は、同一の犯罪で主犯、共犯または事後従犯 (principals, accomplices, accessories) として訴追された者は相互に有利な証人となることはできないと定める州の制定法によって侵害されたかどうかを判断するために上告受理の申立てを容れ」、全員一致で原判決を破棄した。²¹⁾ なお、法廷意見の執筆は、ウォーレン首席裁判官である。

【判旨】「第六修正によって連邦裁判所において保障されている強制的手続により自己に有利な証人を求める権

利が公正な裁判にとってきわめて基本的かつ公正である (fundamental and essential to a fair trial) ため、第一四修正のデュー・プロセス条項の中に組み込まれているかどうかの判断をわれわれは今までに求められたことはなかった。なお、公正な裁判にとって基本的かつ公正である権利の章典の規定は、第一四修正によって各州を拘束する (made obligatory)。⁽²¹⁾

「被告人 (an accused) は訴追側証人の証言を争うためにその証人と対面する権利がある、それと全く同様に、被告人には自らの防御のために証人を提出する権利がある。かかる権利は法のデュー・プロセスの基本的要素である。」⁽²²⁾ 強制的手続の権利は州の手続に適用されるから、残る問題は、本件状況下にかかる権利が侵害されたかどうかである。Y 証言が退けられたのは、訴追側がその出廷 (attendance) の強制を拒否したからではなく、州法が X の在廷の有無にかかわらずその証言を許容できないとしていたからである。第六修正の保障は、いかなる状況下においても、被告人側証人の出廷を強制する権利とともに被告人側証人を証人台に立たせる権利を被告人に保障しているかどうかの判断が求められていることになる。この問題を解決するには、第六修正採用時におけるコモン・ローに触れておく必要がある。⁽²⁴⁾

被告人側証人の不適格性のルールが一般に廃止されたにもかかわらず、コモン・ローは物理的、精神的に証言可能な証人に関し、多くの制限を保持していた。被告人と共同被告人は、利害関係があるとの理由で証言適格を否定された証人に分類された。民事または刑事の当事者は、嘘をつくおそれがあるとして、自己自身のために証言することが認められなかった。共同被告人の証人不適格性は当初、専ら訴訟の当事者としての地位に基づいていたが、ある法域では、公判分離が認められれば、相互に有利にも不利にも証言することが認められ、他の法域では、共犯者は、たとえ分離公判においても、少なくとも相互に有利に証言する資格はないとされていた。同一の犯罪で訴追された二人の者が相互に有利に証言することが認められると、各人は宣誓して他方を当の起訴犯罪 (the charge)

から排除しようとする」と考えられたからである。このようなルールは、「利害関係を理由とする証人不適格と同様に、証人を提示する権利は偽証を防止する裁判所の利益より下位にあり、そして偽証かもしれない証言を陪審に聞かせないことによって誤った判断が避けられるという不確かな前提に依拠していた」。⁽²³⁾

連邦裁判所は、第六修正があるにもかかわらず、しばらくコモン・ロー上の制限に従ってきた。一八五二年のライド判決 (前出) で当裁判所は、第六修正はコモン・ロー上の厳格なルールのいくつかを廃止する意図であったことを明確に認めたが、連邦裁判所における証拠法則は一七八九年法制定時点での各州で効力を有した証拠法則であると判示した。しかし、当裁判所は一九一八年のローゼン判決において、コモン・ロー上の法則に拘束されることを拒否し、右判示を明確に変更したのである。⁽²⁶⁾

「ローゼン判決は憲法上の理由によるものではなかったが、その理由付けは、第六修正の要求するところでもありと考えられる。」「コモン・ロー上の沿革等に照らすと、州が手続法の事柄として被告人側の証言をすべて不許容としても、第六修正の強制的手続条項に違反しないと主張することはほとんどできないであろう」。⁽²⁷⁾

いわゆる共犯者には被告人に有利な証言をする資格がないとするルールが不合理であるのは、その例外を検討すると明らかである。例えば、訴追側は被告人に不利な証言をさせるために共犯者を喚問できる。しかし、共犯者は、とりわけ判決 (および量刑) の確定以前には、訴追側に不利な証言をするよりも訴追側に迎合して偽証することに利益があるため、偽証の可能性が高いとみるのが常識である。また、テキサス州法の下では、共犯者が自己の裁判で無罪になれば、被告人に有利な証人として証言できる。この場合には、同一の犯罪で再び起訴される危険がないため、その共犯者は思う存分、自己に負罪的な供述をして、相棒に有利な証言をすることができ、「テキサス州法は、偽証の動機がより大きいときに共犯者が自由に証言することを認め、そして偽証の動機がかなり小さい状況下に共犯者の証言を禁止していることになる」。⁽²⁸⁾

「自ら観察した出来事について物理的にも精神的にも証言できる証人であり、かつその証言内容がXの防御にとつて関連性も重要性もある証人を証人台に立たせる権利を州は恣意的に否定したのであるから、Xは本件で、自己に有利な証人を強制的手続で確保する権利を否定されたことになる。」⁽²⁹⁾

【22】 チェインバーズ判決（一九七三年）⁽³⁰⁾

本判決は、警察官殺害の罪で起訴された被告人チェインバーズ（X）が、自己に有利な証人（Y）を喚問したところ、期待に反してYがXに不利な証言をしたにもかかわらず、州法上の「保証人法則（voucher rule）」の適用により、反対尋問が認められず、さらに、事件直後にYから犯行の告白を聞き知した旨の三証人の証言についても、州法上の伝聞例外に該当しないとして排除された事案につき、自己を防御するために証人を提出する権利ほど基本的なものはないとして、ワシントン判決等を引用しつつ、公正な裁判を受ける権利を否定し、第一四修正のデュー・プロセスに違反するとしたものである。

「事実の概要」 警察官P、Qは一九六九年六月一四日夜、Aの逮捕状を執行するため地元バーに入ったところ、数十名の群集に妨害されてAを逮捕できなかった。Pは無線で応援を要請し、間もなく三名の副保安官が到着したが、再び見物人の妨害を受け、その混乱時に五、六発の銃が発射された。Pは銃声時には別の方向を見ていたが、Qが背中に数発の銃弾をあびたことに直ちに気付いた。Qは死亡する前に、銃弾が発射された方向である路地裏に向けて銃を発射した。一発目は高めで単に群集を追い散らす効果しかなかった。「しかし、Qは二発目は慎重に狙いをつけて発射し、それが群集の中にいた一人の男の後頭部に命中した。その男が被告人チェインバーズ（X）であった。」⁽³¹⁾

Pの位置からは誰がQを撃ったのか、またQの銃弾が誰に命中したのか分からなかったが、一人の副保安官だけが後に公判で、「XがQを撃ったのを見た」と証言した。Qが倒れるのを見たPらは、Qが即死したと思い込み凶器等の捜索を行わずに、Qを病院に搬送したところ、その時点で死亡している旨告げられた。その後の検屍で、Qは「二口径ピストル」から発射された四発の銃弾をあびていたことが判明した。一方、Xの友人であるマクドナルド（Y）、ウィリアムズ（Z）、ターナー（A）の三名は、Xが死亡していないことに気付き、Xを同じ病院に搬送した。Xはその後、Q殺害で起訴された。Xは無罪の答弁をし、その後も一貫して無実である旨主張した。⁽³²⁾

Zは一たんXとともに起訴されたが、訴追側はZの関与を示す証拠を提出できなかったため、裁判所は、Zに有利な指示評決を認めた。またYも一たん身柄を拘束されたが、後に釈放された。すなわち、Yは事件後まもなく、住みなれた町を離れ、妻を残し一人でルイジアナ州に移住し、そこで職を得た。しかし、同年一月、妻からの連絡で町に戻り知人と会い、その勧めでXの弁護士と会うことにした。Yはその二日後に弁護士事務所に出かけ、弁護士に対し「自分が警察官Qを撃った」「このことは旧友のZにも話したことがある」「実弾九発入りの二口径ピストルを所持していたが、犯行後に捨てた」旨の宣誓による自白をしたうえで、右自白は任意によるものであることを確認した。右自白調書に署名後、Yは警察に引き渡され、拘留された。ところがXは、二ヶ月後の予備審問で右自白を全面的に否認した。チェインバーズ（X）が町に請求する補償金の一部を分け前として与えることを弁護士が約束して説得したので虚偽の自白をしたにすぎない、犯行時には現場にはおらず、下町で友人のターナー（A）とビールを飲んでいて、銃声を聞き現場に出かけたところ、Xが倒れていたため三人で病院に搬送した。二口径ピストルは確かに所持していたが、事件発生以前に紛失し、当時は武器を所持していなかった旨主張したのである。治安裁判所はYの否認を受け入れ、Yを釈放した。捜査当局はその後、Yの本件との関わりについては一切調査しなかった。⁽³³⁾

Xは翌年（一九七〇年）一〇月に始まった公判で、自分は犯人ではない、Qを射殺したのはYである旨主張し、

偏見的敵意を持つ証人 (adverse witness) としてのYの喚問の許可を求めたところ、事実審裁判所はYの法廷への喚問のみを認めた。被告人側は、Yの前述の弁護士に対する自白調書を提出し、それが朗読された。しかし、訴追側は反対尋問でYから「その後、右自白を否認した」旨の供述を引き出した。さらにYは、予備審問での弁明を繰り返して、犯人ではない旨証言した。これに対し、Xは再度、「偏見的敵意を持つ証人」としての認定を求めたが、事実審裁判所はYには「敵意 (hostile) はあるかもしれないが、偏見的敵意を持つ (adverse) とまではいえない」ことを理由に右申立てを退けた。当事者は自己側証人を弾劾できないとのミシシッピ州のモン・ロー上の保証人法則 (voucher rule) を理由に、被告人側は自ら喚問請求したYを反対尋問することが認められなかったのである。Xはまた、Yは弁護士に対する宣誓自白のほかに、「Oを撃った」旨Yから聞知した旨のウイリアムズ (Z)、ターナー (A) など三証人の証言を求めたが、いずれも伝聞例外に該当しないと認められなかった。Xは結局、有罪とされ、終身刑の言い渡しを受け州最高裁もこれを維持した。

これに対し、合衆国最高裁は「Xの公判は第一四修正の下でのデュー・プロセスの原理に従って行われたかどうかを検討するために、上告受理の申立てを容れ」、本件では「ミシシッピ州の『当事者証人』ないし『保証人法則』と伝聞法則とが結びついた結果として、Xはマクドナルド (Y) を反対尋問することも、Yの否認を信用できないとしてYの関与を証明するであろう自己に有利な証人を提示することも」できなかった、これがXの置かれた窮地 (predicament) であつたとして³⁶⁾、七対一で原判決を破棄差し戻した。なお、法廷意見の執筆はパウエル裁判官である。

「判旨」 刑事裁判において被告人のデュー・プロセスの権利は、本質的には訴追側の告発に対し自己を防衛する公正な機会を得る権利である。証人と対決し反対尋問する権利および自己に有利な証人を喚問する権利は、古くからデュー・プロセスの本質的なもの (essential) として認められてきた。ブラック裁判官は、これらの権利は公

正な裁判を受けるための最小限本質的なものであると指摘している。公正な裁判のこれらの要素はともに本件に含まれている³⁷⁾。

「XのYに対する反対尋問の要求は、当事者は自己自身の証人を弾劾できないとのミシシッピ州のモン・ロー上の法則を根拠に否定された。この法則は、事件の状況を一切考慮せずに、証人を喚問する当事者は、その証人の信用性を保証していることを前提としている。」しかし、これは初期イギリスの公判実務の残滓にすぎず、今日の証人の実態と全くかけ離れている。「さらにXは、Yを反対尋問できなかったばかりか、証人を喚問した当事者はその証人の供述に拘束されるとの同法則の副次的要件によって、直接尋問の範囲も制限された。それ故、Xは、Yの三回に及ぶ友人らに対する以前の口頭自白の状況を明らかにすることが認められず、さらにYの自白調書の否認証言を争うことも認められなかったのである。」³⁸⁾

本件射殺犯人が複数であることは訴追側も否定している。「Yの (弁護士に対する) 宣誓自白がYに不利である範囲で、それはXの無実を晴らす (exculpate) ことになる、本件状況下でのYの (自白調書の) 撤回は、それがYの無実を晴らす範囲で、Xに不利 (inculpate) であつた。Yの法廷証言は、事実上、Xにきわめて敵対的なもの (adverse) であつたことは争いえない。」「本件で適用された『保証人法則』は明らかに、訴追側の告発に対するYの防御権を侵害したことになる。」³⁹⁾

利益に反する供述は伝聞例外として認められているが、刑事上の利益に反する供述は除外されている。それは刑事活動の自白は種々の動機がからんでいるため、金銭上の利益に反する供述ほど内在的に信用できず、偽証のおそれがあるため排除されるというのである。「しかし本件伝聞供述は、かなりの信用性の保障がある状況下になされたものである。第一に、Yの自白は殺人発生直後に親しい知人に思わず発せられたものである。第二に、各自白は他の証拠によって補強されている——Yの宣誓自白、目撃証言、Yが射殺直後に銃を所持していた等の証言——。

第三に、刑事上の利益に反する供述（排除）の理由付けがどこまで及ぶにしても、本件各自白はきわめて現実的な意味において自己負罪のあり、明らかにYの利益に反するものである。そして最後に、Yは法廷にいて、宣誓している。Yは訴追側によって反対尋問にさらされるし、その態度、応答は陪審によって観察されるのである。⁽⁴⁰⁾

「決定的な本件証拠の排除は、訴追側がYへの反対尋問をXに拒否したと相俟って、伝統的で基本的なデュー・プロセスの基準に合致した裁判をXに否定したことになる。われわれは新しい憲法上の原理を確立するのではなく、単に本件事実の下で、公判裁判所の決定は、Xから公正な裁判を受ける権利を奪ったことになると判示するにとどまる。」⁽⁴¹⁾

【23】 グリーン判決（一九七九年）⁽⁴²⁾

本決定は、強姦と殺人の罪で共犯者（Y）とともに起訴された被告人グリーン（X）の量刑手続段階で、Xを使いこらせた後で被害者甲を殺害した旨Yから伝聞したとの証人Aの証言を伝聞であるとして認めなかった事案につき、チェインパース判決を引用しつつ、Xの公正な裁判を受ける権利を否定し、第一四修正のデュー・プロセスに違反するとしたものである。

「事実の概要」 XとYの二人は、一人で店番をしていた被害者甲を誘拐のうえ、共同して、または個別に、強姦して殺害したとして起訴された。Yは公判を分離され審理された結果、両罪につき有罪とされ、死刑判決を言い渡された。Xはその後、殺人の罪で有罪とされ、同じく死刑判決を言い渡されたが、死刑が相当かにつき再審理が開始された。この二回目の手続でXは甲殺害には関与していないと主張し、Yの公判で訴追側証人であったAの証言を求めようとした。Yに使いに行くよう命じた後で、甲の体内に二発撃ち込み殺害したとXから打ち明けられた旨Aから聞知したというのである。公判裁判所は、伝聞であるとしてA証言の提出を認めなかった。そこで訴追側は、

陪審に対し、直接証拠はないが、一発以上の弾丸が甲の体内に撃ち込まれていたという事実から、Yが甲の殺害に直接関与したことが推認できると述べた。⁽⁴³⁾

「決定要旨」 「当の証言がジョージア州法の伝聞に該当するかどうかにかかわらず、本件事案の下では、それを排除したのは第一四修正のデュー・プロセス条項に違反する。排除された証言は、公判の量刑手続段階での決定的争点にきわめて関連性があり信用性があるとする十分な理由があった。ムーア（X）は、親しい友人に思わず（spontaneously）そのような供述をした。その自由を補強する証拠は十分にあり、事実それは、Yの有罪および死刑判決を獲得するのに十分なものであった。この供述は利益に反するものであり、Xにはそのような供述をする隠された動機（ulterior motive）はなかった。最も重要なことは、訴追側はAの証言を十分に信用できるとしてXに不利な証拠として用いており、Xへの死刑判決の基礎にしている。このような特殊な状況下において、伝聞法則を機械的に適用して正義の目的を妨げてはならない。Aの証言排除は、量刑問題での公正な裁判を受けるXの権利を否定したことになる。」⁽⁴⁴⁾

【24】 クレイン判決（一九八六年）⁽⁴⁵⁾

本判決は、強盗殺人等の罪で起訴された被告人が取調べ段階での自由は強制によるものであると主張し、自由に至る諸状況に関する証拠の提出を求めたが、公判裁判官によってその任意性が認められた以上、それは決定的であるとして認められなかった事案につき、第一四修正のデュー・プロセス条項ないし第六修正の強制的喚問手続または証人審問権に違反するとしたものである。

「事実の概要」 A酒店の店員が一九八一年八月七日、強盗時に射殺される事件が発生したが、物的証拠が皆無で捜査が難航したところ、一週間後に、警察が無関係の給油所での強盗事件の容疑で当時一六歳の被告人クレイ

ン(X)を逮捕したところ、Xは全く思いがけなく警察官の射殺事件、ボーリング場での強盗事件などを含む一連の事件について自白し始めた。不審に思った警察官が取調べを続行するためにXの身柄を青少年拘留所 (a juvenile detention center) に送致した。Xは当初、A店での射殺事件への関与を否定していたが、間もなく同事件についても自白するに至った。⁽⁴⁶⁾

Xは殺人罪で起訴後の証拠排除手続において、第五修正および第一四修正に違反した強制によるものであるとして右自白の排除を求めた。窓のない取調室で六名もの警察官に取り囲まれて長時間にわたり取り調べられた結果、虚偽の自白をするに至ったというのである。公判裁判官は警察官らの証言を求めた後、強制等の事実はないとしてXの主張を退けた。⁽⁴⁷⁾

訴追側は公判の冒頭陳述で、訴追側証拠は主としてXの自白および本件強盗殺人時に現場にいた叔父の供述に依拠していることを強調した。弁護側は自白調書には矛盾が多いと指摘したうえで、取り調べ時間等を含む自白に至る状況を検討すると、自白の信用性に疑問が生ずるのは明らかであると主張した。これに対し訴追側は、「自白採取に至る状況に関する証言」の提出に異議を唱えた。「そのような証言は自白の『任意性』に関わる『法律問題』であり、すでに決定済みであるというのである。弁護側は任意性の問題を争う意図はなく、単に自白の有効性、信用性に疑問を投げかける状況のあることを立証するにすぎないとしたが、裁判所は訴追側の異議申立てを容れた。要するに「自白の矛盾については問題にできるが、取調べの継続時間等に関するいかなる証拠も被告人側が陪審の前で明らかにすることは認められない」というのである。⁽⁴⁸⁾

陪審は有罪の答弁をし、Xは四〇年の拘禁刑に処せられた。ケンタッキー州最高裁は、排除された証言は「単に任意性に関する、ものすぎない」との理由でこれを維持した。「自白の信用性に関する証拠は許容しうるが、確立したケンタッキー州手続の下では、公判裁判所の公判前の任意性判断は決定的であり、公判であらためて問題とすることはできない。Xの自白の状況に関する当該証言は、任意性の問題にのみ関わりがあるにすぎないから、それを陪審に提示しなかったことに誤りはない」というのである。⁽⁴⁹⁾

これに対し、合衆国最高裁は、「ケンタッキー州最高裁の理由付けは当裁判所のいくつかの法廷意見と直接矛盾しており、この問題に直面したすべての州裁判所の判例とも矛盾していることを理由に、上告受理の申立てを容れ、全員一致で原判決を破棄差し戻した。なお、法廷意見の執筆は、オコナー裁判官である。

〔判旨〕「殺人罪での公判開始前にXは自白の排除を申し立てた。公判裁判官は証拠排除手続で、当の自白は任意であると認め、右申立てを否定した。Xは公判で、自白を獲得された当時の物理的、心理的状況に関する証言を提出しようとした。Xがそのようにした目的は、当該供述は信用するに値しないことを指摘するためであった。公判裁判官は、当の自白は任意性の争点のみに関わりがある、したがって許容できないと決定した。本件で提示された問題は、このような決定によって、Xは連邦憲法第六修正および第一四修正の下での諸権利を奪われたことにならるかである。⁽⁵⁰⁾」

原判決は「自白の任意性に関わる証拠と自白の信用性に関わる証拠は観念上、相異なり、相互に相容れない (mutually exclusive) カテゴリーにあるこの前提に立つが、かかる分析は先例の裏付けを欠き、自白の役割に関する誤解に基づいている。さらに、本件事案の下では、Xから防御の公正な機会に対する基本的な憲法上の保障を奪う決定の一因となっている。⁽⁵¹⁾」

「文明化された司法制度にきわめて攻撃的 (offensive) であるため、第一四修正のデュー・プロセス条項の下で非難されなければならない」ある種の尋問技術のあることは今日では十分に確立している。そのような技術の果実が有罪獲得のためにおよそ用いられないことを保障するために、デュー・プロセスの要求により自白は自由かつ任意になされた裁判官(またはその他の独立の決定者)が判断して初めて、陪審はその自白を耳にできるのでは

る。このようなルールを確立するに当たり、当裁判所は「告白をする状況に関する証拠は任意性に関わりがあるが、それと同様に信用性にも関わりのあることを疑問視したことは一切ない」。信用性の問題は、証人のそれであると告白のそれであると問わず、陪審員の問題であるので、公判前に裁判所が任意性判断をしても、被告人が公判で告白の信用性を争うという伝統的な特権 (prerogative) を妨げるものではない。⁵³⁾

州が自らの証拠法則を適用する権限のあることはもちろん否定しないが、「本件事実の下で、Xの告白の状況に関する当該証言の全面的排除は、公正な裁判を受けるXの権利を奪ったことになる」と結論することにほとんど問題はない。「第一四修正のデュー・プロセス条項に直接基づいているか、第六修正の強制的手続条項または対審条項に基づいているかを問わず、憲法は刑事被告人に『完全な防御をする有意義な機会』を保障している。そのような証拠が被告人の無罪の主張の核心であるにもかかわらず、告白の信用性に関して証拠能力があり信頼できる証拠を排除することが訴追側に認められるというのであれば、かかる機会は無意味なものとなる」。『告白採取時の状況に関する証言を提出しようとするXの努力を妨げたケンタッキー州裁判所の判断は誤っている』⁵⁴⁾

【25】 ロック判決（一九八七年）

本判決は、夫を射殺した罪で起訴された被告人が専門家の催眠療法を受けて喚起された事件当時の正確な状況に関する供述の提出を求めたところ、そのような供述を一切排除する州法に基づいて認められなかった事案につき、ワシントン、チェインバース両判決などを引用しつつ、第一四修正のデュー・プロセス、第六修正の強制的証人喚問請求権、および第五修正の自己負罪拒否特権の下で認められている自己に有利な証言をする被告人の権利を侵害したことになるとしたものである。

「事実の概要」 被告人(X)は、一九八三年七月二日に夫(Y)を射殺した故殺 (manslaughter) の罪で起

訴された。二人が居住していたアパートからの転居をめぐり争いが絶えなかったが、当夜、YがXの夕食を実力で阻止するなどしたため、暴力沙汰となった。警察官が現場にかけつけると、Yが胸を撃たれて倒れていた。Xはしきりに「彼を助けて」「死なせないで」と叫び続け、極度に興奮していた。ある警察官によると、Xはその後、ささいなことで口論の末、外出するために立ち上がったところ、YがXの喉を掴んで締め付け、さらに壁に押し付けるなどしたので、思わず手許にあった銃を取り上げて床の方に銃身を向けたところ、Yが再びXを殴りつけたので、撃ってしまったと述べたという。もっとも、他の警察官によると、Xはその時、事故であり、撃つつもりはなかったと述べていたという。⁵⁵⁾

「Xは本件射殺 (shooting) 時のことを正確に思い出せなかったため、弁護人は記憶を喚起するために催眠療法 (hypnosis) を受けることを勧めた。Xは二度にわたり専門の神経心理学者 (neuropsychologist) であるB博士による催眠療法を受けた。B博士は、最初の催眠療法の前の一時間、Xから事情を聴取し、射殺時のXの記憶をノートに書き留めた。催眠療法の様子は二回ともテープに記録された。Xはその間、新しい情報を語ることはなかったが、催眠療法後に、当時の記憶を思い出し、銃の撃鉄に親指をおいたが、引き金には指を触れなかったと述べた。Xはまた、Yと取っ組み合っている最中に (during scuffle)、YがXの腕を掴んだので銃が発射したことを思い出した。その結果、弁護人は、銃の専門家に右短銃の検査を依頼した。検査の結果、銃には欠陥があり、触ったり落としたりするだけで、暴発する傾向のあることが判明した」⁵⁶⁾

検察官は右催眠療法のことを知り、Xの証言排除を申し立てた。公判裁判官は、「催眠療法によって喚起された証言は一切許容できない」と決定し、「催眠療法を受ける前に思い出し、検査者に語ったことに限り」証言できる旨命じた。銃専門家の証言は認められたが、Xは結局、陪審によって有罪とされ、一〇年の拘禁刑と罰金一万ドルの刑に処せられた。アーカンサス州最高裁は「証言制限はXの防御権を侵害したとの主張を退けた。この種の証

言を許容する危険はその証拠価値を凌駕する」との結論を下し、催眠後に喚起された証人の証言を絶対的に不許容とする各州のアプローチに従うことに決定した」というのである。⁽⁸⁾

これに対し、合衆国最高裁は「刑事被告人の催眠療法後に喚起された証言を絶対的に排除するアーカンサス州の合憲性を判断するために上告受理の申立てを容れ、五対四で、原判決を破棄差し戻した。なお、法廷意見の執筆はブラックマン裁判官（ブレナン）、マーシャル、パウエル、ステイヴンズ各裁判官同調）で、反対意見の執筆はレンキスト首席裁判官（ホワイト、オコナー、スカーリア各裁判官同調）である。

「判旨」コモン・ロー上の見解とは異なり、被告人には証人台に立って自己を防御するために証言する権利があることは疑い得ない。「刑事裁判で自己自身のために証言する権利は憲法のいくつかの規定にその根拠（sources）がある。それは、公正な対審的手続（adversary process）の中にあるデュー・プロセスの本質（essential）である」⁽⁹⁾。

「証言する権利は、自己に有利な証人」を喚問する権利を被告人に保障する第六修正の強制的手続条項の中にも見い出される。……事実、多くの裁判所において、防御のための最も重要な証人は、被告人自身である。「証言の機会（提供）は、第五修正の自己負罪拒否特権の必然的産物（necessary corollary）でもある。すべての刑事被告人は、自己を防御するために証言し、あるいは証言を拒否する権利を有している」からである。「当裁判所は一九六七年のワシントン判決で、一八九二年のベンソン判決および一九一八年のローゼン判決を引用しつつ、「憲法上の根拠」に結びつけてコモン・ロー上の証人適格性排除の法理を退けつつ、「証人が単に法廷に出頭しているというだけでは憲法上の強制的手続条項は満たされないとした。被告人に共犯者証言の利益を受けさせないことによつて訴追側は被告人に、自ら現認した出来事につき物理的、精神的に証言できる証人——しかも同人の証言は防御に関連性があり重要である——を証人台に立たせる権利を恣意的に奪ったことになるというのである。」「当裁判所は

また一九七三年のチェインバーズ判決において、自己自身の防御のために証人を提出する被告人の権利を侵害したことを理由に、州の伝聞法則を無効とした。州法上の証拠法則が憲法上の証拠提出権と矛盾するとき、同法則を機械的に適用してはならず、デュー・プロセスの基本的基準に合致するものでなければならぬとして、有罪判決を破棄したのである。もちろん、関連証拠の提出権は無制約ではないが、被告人の証言する権利への制約は恣意的であつてはならず、その目指した目的と不釣り合いであつてはならない。証拠法則を適用する際に、州は証拠法則の意図する目的が被告人の憲法上の証言する権利に課せられた制約を正当化するかどうかを判断しなければならない」⁽¹⁰⁾。

アーカンサス州では、催眠療法後の証言は一切絶対的に禁止される。したがって、Xの証言は、それ以前に記憶していたものに限定される。本件では、Xは事件当日の出来事について他の証人による補強証拠があるにもかかわらず、B博士のノートに書き留められていること以外は射殺について話すことを一切禁じられた。銃の欠陥に関する専門家の指摘は、銃の引き金には手を触れていなかった、夫がXの腕に触れたときに銃が暴発した旨のXの証言が認められておれば、陪審により大きな影響を与えていたであろう。原審は多数の州に従ったというが、排除法則を採用した他の州は、被告人の証言でなく、証人の証言を排除するにとどまる。「州最高裁は被告人の証言する権利がまさに問題であるときに必要とされる憲法上の分析をしていない」⁽¹¹⁾。

原審は催眠療法前のものであると立証されない証言はすべて信用できないとしたが、「多くの州は絶対的法則を避けて、催眠療法によって喚起された証言の許容性を肯定する。例えば、若干の法域は、催眠療法は証言の許容性ではなく信用性に影響を与えるとの法則を採用している。」「その現象を説明する一般的に認められた理論はないし、催眠療法の定義についてはコンセンサスもないが、訓練を積んだ心理学者による催眠療法は一九五八年以降、有効な治療技術（valid therapeutic technique）として認められている。しかし、刑事捜査での催眠療法の使用には争いがあり（controversial）、その適用に関する医学的、法律の見解はなお未解決（unsettled）である」⁽¹²⁾。催眠療法

への反応は個人によって大いに異なるし、その後の記憶の正確性については未だ確立された理論はないが、「催眠療法の不信用性は手続的保護装置 (procedural safeguards) を用いることによって、完全とはいえないものの、減少できる。」例えば、施行者が捜査とは無関係の特別な訓練を積んだ心理学者であり、他には被験者しかいない中立的状況下で催眠療法が行われ、その様子がすべてテープまたはビデオ録画されていることによって減少しうる。補強証拠によってその信用性が裏打ちされる場合もあるとし、反対尋問や専門家証言、注意深い説示によってその危険性に対処しうる。⁽⁶⁵⁾

われわれは、制限なしに捜査手段として催眠療法の使用を認めようとするものではない。「その現象および催眠の効果をコントロールする方法に関する科学的理解は未だ黎明期の段階 (in its infancy) にある。」しかし、被告人の催眠療法後の証言をすべて排除する州法は正当とは思われない。「信頼できない証拠を排除するという州の正当な利益は、個々のな事案において信頼しうる証拠の絶対的排除 (per se exclusion) に凌駕しない。催眠療法後の記憶の有効性を明白に一切否定する訴追側の証拠がないにもかかわらず、被告人の証言を全面的に許容できないとするのは、被告人の証言する権利への恣意的制限である。」⁽⁶⁶⁾

「本件のような状況下で催眠療法後の証言を一切排除するアーカンサス州の絶対的法則は、被告人の自己自身のために証言する権利を不当に侵害したことになる。」アーカンサス州最高裁判決を取り消し、本件を差し戻すこととする。⁽⁶⁷⁾

【26】 テイラー判決（一九八八年）⁽⁶⁸⁾

本判決は、公判開始後、検察側の証人の証言が終わった段階で弁護人が証拠開示の修正を求めて新しく二証人の追加を求めたところ、弁護人の証拠開示のルール違反は悪質であるとして二証人の証言が認められなかった事案に

つき、第六修正に違反しないとしたものである。

「事実の概要」 被告人テイラー (X) は、一九八一年八月六日に若者グループの争いに端を発した路上での殺人未遂の罪で起訴された。公判開始前に検察官は、被告人側証人のリストを求める証拠開示の申立てをした。Xの弁護人は四名の証人——二名がXの姉妹で、後に実際証言したが、他の二人の男は証言しなかった——を明示した。公判の初日、弁護人は当初の申請を修正して二証人の追加が認められたが、いずれも実際には証言しなかった。「公判の二百目になって、訴追側の主たる証人が証言を終わった後で、弁護人は口頭で『証拠開示要求への回答を修正し、さらに二証人——その一人がAであった——の追加を求めた。弁護人は、その申立ての理由として、二人の存在は最近知った、二人は事件をすべて (entire incident)、目撃している旨述べた。そして今まで二証人を明らかにしなかった理由を尋ねられると、Xからそのことを指摘されていたが、二人の居所を突き止めることができなかつたと述べた。たとえ居所が不明でも名前は明らかにできたのではないかと指摘した後で、公判裁判官は、二人を翌日喚問するように命じ、その時点で証言させるかどうかを決定すると告げた。」⁽⁶⁹⁾

Aは翌朝、弁護人とともに出廷した。陪審のいないところでAの証言が認められた。AはXに有利なことを証言したが、「反対尋問で、『四ヶ月前に』(すなわち、本件事件の二年後に)初めてXと会ったことを認めた。Aはまた、公判が始まった週の水曜日に弁護人がAの自宅を訪れたことを認めた。」したがって、Aの証言は、弁護人の説明とは全く異なっていた。Aの証言を聞いた後、公判裁判官は、証拠開示違反に対する適切な制裁はAの証言を排除することであると結論した。「そして、本件は悪質な (blatant) 証拠開示のルール違反であり、故意のルール違反 (willful violation of the rules) である。弁護人は本法廷で今までにも三件ないし四件で、悪質な証拠開示違反をしており、これを阻止したいと考えていると説明した。」⁽⁷⁰⁾

Xは結局、有罪とされ、イリノイ州控訴裁判所もこれを維持した。証拠開示のルール違反があるとき、違反の当

事者が提出を求めている証拠を排除するかどうかは事実審裁判官の健全な裁量に委ねられているとしたうえで、本件ではその裁量の範囲内で当の証人の証言を排除したと判示したのである。イリノイ州最高裁は上告の許可を認めなかった。¹⁷⁾

これに対し、合衆国最高裁は「上告受理の申立てを容れ」、五対三で原判決を維持した。なお、法廷意見（レンキスト首席裁判官、ホワイト、オコナ、スカリーア各裁判官同調）の執筆はステイヴンズ裁判官で、反対意見（マッシュタル、ブラックマン各裁判官同調）の執筆はブレナン裁判官である。

「判旨」「Xは当裁判所において、二つの主張をしている。彼はまず、第六修正は証拠開示のルール違反の制裁として被告人側証拠の排除を命ずることを裁判官に禁止していると主張する。次に、証人を提出する権利が絶対的でないとしても、本件事実に関して、Aの証言排除は憲法解釈上の誤り（constitutional error）であると主張する。」¹⁸⁾

例えば、チェインバーズ判決で指摘されたように、被告人が自己を防御するために証人を提出する権利ほど基本的な権利はほとんどない。「かかる憲法上の権利は、たとえ重要な被告人側証人の証言を一切排除するという証拠開示の制裁を課したとしても侵されることはあり得ない（may never be offended）」という訴追側の主張は受け入れられることはできない。¹⁹⁾第六修正は不意打ち証人の証言の排除を絶対的に禁止しているとのXの主張も、訴追側の立場と同様に極端にすぎ、受け入れることはできない。強制的な手続条項は、被告人に有効な武器を提供するが、それは無責任には用いることのできない武器である。強制的な手続条項の武器と第六修正によって保護されているその他の権利との間には重要な相違がある。すなわち、それを利用してかどつかは専ら被告人の自発性（initiative）に委ねられている。第六修正の権利の多くは、当事者手続の開始（initiation）とともに自動的に生ずる、それを作動させるのに被告人の行動は必要でない。「一定の事案において、強制的な手続条項を使うかどうかの判断は、専

ら被告人の自発性に委ねられているのである。²⁰⁾

Xは弁護側証人の公判前開示を要求するルールの正当性を問題にしていなが、以前に開示されなかった証人の証言排除という制裁は余りにもドラステックであり、そのような制裁は課されるべきでないと主張する。よりドラステックでない制裁は常に可能であるとの主張は正しい。代替的な制裁が多くの事案において適切かつ相当（adequate and appropriate）であるといつのは真実であるが、それらは排除の制裁ほど効果的ではなく、訴追側への損害と当事者手続への損害とを限定せずに永久化（perpetuate）するような事案が存在することも同様に明らかである。証拠開示ルール自体の目的の一つは、虚偽証言が誤って信頼される危険を最小化することにある。進んで虚偽の防御をしよつとする被告人はまた、証拠開示の要求に従わなかった理由を進んでねつ造しよつとするものである。²¹⁾

公判裁判官は、公判前の証拠開示手続で証人を明らかにする要請に従わなかった当事者に、その説明を求めることができる。その結果、開示要求に従わなかったのが故意によるもので、反対尋問の効果を最小にするという戦術上の優位（a tactical advantage）な立場の確保を狙ったものであることが明らかになれば、そのような証人の証言を排除するのは強制的な手続条項の目的に完全に一致していることになる。強制的な手続条項を絶対的な権利と解することは、その高度な目的の価値を低める（demean）こととなる。被告人の証拠開示違反がどれほど重大なものであっても、証拠排除の制裁を課すのはおよそ妥当ではないとのXの主張を退けることとする。²²⁾

Xは本件での証拠排除の制裁は余りにも厳しすぎるとし、弁護人のあやまちを依頼人に転ずるのは不公正であると主張する。いずれも、正当な理由とは認められない。²³⁾

公判裁判官は、本件での証拠開示違反は故意であり、酷すぎると認めた。弁護人は公判開始前にAと会っていたこと、公判の初日に、後に証人台に立たせなかったものの二人の目撃証人の存在を明らかにしておきながら、す

に身許が判明していたAの存在を伏したまま、証拠開示要請への回答を修正したなどの事実を照らすと、「弁護士が故意に戦術上の優位の立場を確保しようとしていたとの推理は不可避である。」⁷⁶ 訴追側への損害が本件で回避されたとかがかかわりなく、本件はまさに「最も厳しい制裁が相当とされる故意の違法行為」に該当することは明白である。裁判所は、検察官と同様に、偽証の汚染から公判手続を保護するのに重大な利益を有する。依頼者が弁護人の違法行為の責任を負うべきかは、弁護士と依頼人との関係の核心に関わる。「しかし、あらゆる戦術上の判断に依頼人の承認が必要ということになれば、当事者手続は有効に機能しえない。弁護士が強制的手続条項によって提供されている武器を使用するときは常に、依頼人を傷つける多少の危険はある。」⁷⁷

(名城 '01) 51 - 1 - 62

【27】 ルーカス判決（一九九一年）

本判決は、元ガール・フレンドを強姦した罪で起訴された被告人が、州法上のいわゆるレイプ保護法ないし強姦被害者保護法の規定に反し、公判段階で初めて過去に被害者との間に性交渉があった旨の証拠の提出を求めたところ、原判決が州法に基づきこの申立てを退けた公判裁判所の決定を第六修正違反と断じた事案につき、右制定法は必ずしも第六修正に違反するものではないとしたもので、従前のワシントン、チェインバース、テイラーなどの関連判例を整理するうえでも有用である。

「事実の概要」 被告人ルーカス（X）は元ガール・フレンド（A）にナイフを突き付けてアパート自室に連れ込み、殴打のうえ、無理やり性交渉をしたとして起訴された。公判が始まると弁護士は、法律上の規定に違反していることは承知しているとしつつ、「Xと右ガール・フレンドとの間に以前に性交渉のあった証拠を提出することの許可を求めた。」公判裁判所はミシガン州法を吟味してこの申立てを退けた。Xは結局、裁判官による裁判（bench trial）を受け、有罪とされた。適用された州法はいわゆる「レイプ保護（rape-shield）」法で、レイプ被害者を保

護するために加害者の過去の性的行動に関する関連性のない質問を禁止するものであるが、二つの例外があり、その一つが、被告人と被害者との過去の性的関係については、アレイメントの10日以内に書面による申立てをした場合に限り、裁判官室での審理を経て、証拠提出も認められるというものである。ミシガン州控訴裁判所は州の先例に依拠しつつ、この告知と聴聞（notice-and-hearing）要件はあらゆる事件に適用されているので違憲であるとして、いわゆる絶対的法則を採用してこれを破棄した。⁷⁸

これに対し、合衆国最高裁は、「ミシガン州控訴裁判所の絶対的法則は第六修正と一致するかどうかを判断するために上告受理の申立てを容れ」⁷⁹、七対二で、原判決を取り消し、差し戻した。なお、法廷意見（レンキスト首席裁判官、ホワイト、スカーリア、ケネディ、スータ各裁判官が同調）の執筆はオコーナ裁判官で、ブラックマン裁判官は結論に同調し、反対意見（マーシャル裁判官同調）はステイヴンス裁判官である。

「判断」 「ミシガン州の「レイプ保護法」は、被告人側が告知と聴聞の要件（notice-and-hearing requirement）に従わなかったときの結果に関して沈黙している。公判裁判所は説明なしに、当の証拠排除は救済措置として認められている（authorized remedy）と考えた。この公判裁判所の考えが正しいとしても、右制定法は明らかに第六修正に関わりがある。刑事被告人に関連証拠を提示させない範囲において、自己に不利な証人と対審し、防御する（present defense）被告人の能力は減少するからである。しかし、このことによって必ずしも合制定法が違憲であるということにはならない。ロック判決がチェインバース判決を引用して指摘するように、関連証言を提出する権利は無制約ではない、この権利は、適切な事案においては、刑事公判手続における他の正当な利益との調整に譲歩できる」⁸⁰

「ルーカス（X）は、告知と聴聞の要件には正当な州の利益の裏付けがあることを否定していない。ミシガン州の制定法は、レイプの被害者は不意打ち（surprise）、困惑、そして不必要なプライバシーの侵害からとくに保

51 - 1 - 63 (名城 '01)

護される価値があるとの有効な立法府の判断を示している。制定法はまた、訴追側に対する不意打ちをも禁止している。告知の要件は、被害者が以前に被告人との間に性的関係があったとされるべき有用な目的に役立っていない⁽⁸¹⁾とのミシガン州控訴裁判所の指摘とは異なり、告知の要件があることよって検察官は、両当事者を知っている人物から事情聴取したり、あるいはそのような以前の関係が現実存在したかどうかを調査できる。以前の性的関係が認められると、告知と聴聞の手続によって裁判所は、公判開始以前に、関係があるとの証拠が当該事件での争点である事実不重要 (material) であるか、そしてそれが刺激的または偏見の性質を有するためその証拠価値に凌駕するかを判断することができるのである⁽⁸²⁾。

「われわれは今までに、これと類似の状況下に告知の要件を支持してきた。例えば、一九七〇年の判決 (Williams v. Florida, 399 U.S. 78) で裁判所は、喚問予定のアリバイ証人について公判に先立ち訴追側に告知するよう刑事被告人に要求するフロリダ州法を是認した。この告知の要件は、それ自体、アリバイ証人を喚問する (被告人の) 重大な決意に何ら影響を与えていない、精々、開示の時機を早めるよう (被告人に強制するにすぎない。刑事裁判はブレイが終わるまで競技者にはカードを隠し続ける絶対的な権利があるポーカー・ゲームではない) のであるから、かかる証拠の開示を早めても憲法に違反しないと説明したのである。」⁽⁸³⁾

「このことはもちろん、告知要件はすべて憲法上の審問に合格するという意味ではない。自己に不利な証人と対決し、証拠を提示する刑事被告人の権利に対する制約は、ロック判決が指摘するように、恣意的であってはならず、憲法が意図する目的と不調和であってはならない (may not be arbitrary or disproportionate)。アレイメンツの二〇日以内に書面での申立てと証拠の提出を要求するミシガン州の告知要件は、制約が大きすぎるとはいえない (not inconceivable)。訴追側も、この告知期間は全米で最も短いことを認めている。しかしながら、本件では、ミシガン州の短い告知機関が、恣意的または不調和であるかどうかの判断が求められているのではない。控訴裁

判所は、右制定法がレイプ被害者の被告人との以前の性的関係に関する証拠を排除している限りにおいて、それが憲法に反することを認めない。原判決は告知期間の短いことに関しては見解を表明していないのであるから、われわれも見解を明らかにしない⁽⁸⁴⁾。

本件での唯一の問題は、「告知要件によって果たされている正当な利益を理由にして、レイプ被害者と被告人との間の以前の性的関係に関する証拠を排除することを正当化できるかである。ミシガン州控訴裁判所の返答はノーであった。すなわち、この種の証拠の排除を絶対的に禁止する法則を採用したからである。かかる判断は、当裁判所の判例と一致するとはいえない⁽⁸⁵⁾。」

われわれは、刑事被告人が有効な証拠開示のルールに従わないとき、証明力ある証拠がある状況下において、排除されることを指摘してきた。例えば、一九七五年の判決 (United States v. Nobles, 422 U.S. 225) において、被告人側が訴追側の主証人の信用性を弾劾するため捜査中に同証人から獲得した供述に関して捜査官の証人喚問を求めながら、その捜査官の報告書の訴追側への全面開示命令を拒否したため、地方裁判所が捜査官の証言を認めなかった事案につき、当裁判所は、「地裁の証拠排除の制裁 (preclusion sanction) は地裁の命令を遵守させる方法として完全に適切であった」と判示した。被告人側の第六修正違反の主張を退けて、当裁判所は、「第六修正は当事者制度の正当な要求とは全く関わりなく (free) 証言を提示する権利を付与するものではない」と説明したのである⁽⁸⁶⁾。

「われらに有力な手がかり (even more telling) はテイラー判決である。被告人は同事件で、公判前の証拠開示の要請に応じて特定の証人を明らかにせず、州の手続に違反した。公判裁判所は、その制裁として、当時開示されなかった証人の証言を認めなかった。第六修正の強制的な手続条項 (the Compulsory Process Clause) の下では、証拠開示違反の制裁としてはおおよそ (never) 許されない制裁である、との被告人側の主張を退けた。われわれ

はテイラー判決で、証拠開示のルール違反に対して常に証拠排除が許されると判示したのではない。それに代わる制裁が、多くの事案においては適切かつ妥当 (adequate and appropriate) である、ことを認めつつ、より厳しくない制裁では、訴追側への損害 (prejudice) と当事者手続への損害 (harm) とが限定されず、永久化 (perpetuate) するような状況がありうることを明らかにして、テイラーは、まさにそのような事案であると結論したのである。公判裁判所は、テイラーの証拠開示違反は故意の違法行為 (wilful misconduct) であり、戦術的優位 (tactical advantage) を獲得することを意図したものであると認めた。われわれは、「このような認定を基礎にして、訴追側の損失がより軽いペナルティによって回避されたとどうかに関わりなく、」このような最も重い制裁が妥当であった」と判断したのである。⁽⁸⁸⁾

このような先例に照らすと、あらゆる事案においてミシガン州の告知と聴聞の要件は第六修正に違反するとの絶対的な法則を採用した点において、原判決は誤っている。「第六修正は、これほど厳格 (so rigid) ではない。」「告知と聴聞の要件は、不意打ち、困惑、そして不当な遅延を防止することで正当な州の利益に役立っている。このような要件に従わなければ、証拠排除という厳しい制裁が正当化される事案がありうるのである。⁽⁸⁹⁾

ルーカス (X) は当裁判所の先例を認識しているため、控訴裁判所の広汎な判断を弁護するためにほとんど時間を費することなく、専ら、本件状況はテイラー判決におけるほど悪辣 (aggregious) ではないことを理由に、本件においては証拠排除は憲法に違反しないペナルティであると主張する。被害者は以前にルーカスと関係があったことを知っても訴追側への不意打ちとはならない——彼女 (被害者) は予備審問でこのことを認めていた——と主張するのである。われわれは、証拠排除が本件で正当といえるかどうかに関して意見を表明しない。証拠排除はおよそ憲法であるとの絶対的な法則を採用した控訴審の判断は誤っているというにすぎない。ミシガン州のレイプ保護法によって証拠排除が正当化されるか、そして本件事案の下で、証拠排除がルーカスの第六修正の下での権利を侵害

したことになるかについては、ミシガン州裁判所にその判断を委ねることとし、原判決を取り消し、差し戻すこととする。⁽⁹⁰⁾

【28】 シェファ判決 (一九九八年)

本判決は、薬物使用の嫌疑を受けた空軍兵士シェファ (X) が自己に有利な証拠としてポリグラフ検査結果を証拠として許容するよう求めたところ、原審審がポリグラフ検査結果の許容性を否定する軍事証拠規則七〇七条を根拠にしてこれを否定したのに対し、原審が逆にこれを破棄したため、右規則が第六修正の強制手続条項に違反するかが争われた事案につき、ポリグラフ検査の信頼性は依然として激しく争われており学界でのコンセンサスが全く欠如していることに照らすと、絶対的排除を定める証拠規則は合理的で均衡を失っておらず、被告人の防御権侵害を肯定した従前の判例とも矛盾せず、第六修正に違反しない旨判示したものである。本件での争点は主としてポリグラフ検査結果の証拠能力であるが、法廷意見がロック、ワシントン、チェインバースの三判決に比較的簡単に触れるにとどまったのに対し、ステイヴンス反対意見は詳細にそれらに言及したうえで「被告人に有利なポリグラフ検査は被告人に不利なそれよりも信頼できる」として第六修正違反を強調しているだけに、各関連判例を正確に把握するためにも有益である。以下、この点にしばり紹介しておく。

「事実の概要」 キャリフォルニア州にある空軍基地に勤務する空軍兵士シェファ (X) は一九九二年三月初め、薬物検査を任務とする空軍特別捜査隊 (the Air Force Office of Special Investigation) に自ら志願し、随時のポリグラフおよび尿検査に応ずることを条件として、同年三月五日から薬物捜査に関する情報提供者として働くことを認められた。同年四月七日、尿検査に応ずるよう求められた X は、排尿は一日に一回であり、すでに済ませているので尿の提出は明日にして欲しいと述べたうえで、そのときまで秘密の情報提供者としての仕事を続け

ることの許可を求め、いずれも認められた。なお、Xは三月末から四月初めにかけて、民間人A、Bが大量の薬物取引に関与している旨の情報を提供していた。Xは翌四月八日に尿を提出し、四月一日には、ポリグラフ検査にも心じた。Xは同検査中、空軍に入隊以降、違法に薬物を使用したことがあるか、今までに特別捜査隊に提供した薬物情報に関して嘘をついたことがあるか、両親以外の誰かに今までに特別捜査隊に協力している旨話したことがあるか、の三質問に対し、すべて「ノー」と答え、検査者は、Xが入隊以降の薬物使用を否定したときのポリグラフ検査結果は嘘ではない (no deception) ことを示しているとの意見を述べた。Xは四月三日、基地に戻らず所在不明となったが、五月二三日、アイオワ州において通常の交通検問でスピード違反および無免許 (停止中) により逮捕された。その後 (五月一日四日頃)、空軍特別捜査隊は、Xの尿検査が陽性反応を示していることを知った。

Xは薬物使用のほか、一三日間の悪意による帰隊義務違反等で一般軍法会議 (general court martial) の審理に付された。Xは証人台に立つて、故意 (knowingly) の薬物摂取を否定するところから、四月六日UBを訪問し、深夜帰隊しようとしたが車の中で眠ってしまった。空軍基地からかなり離れたところで、どのようにならぬかを運転していったのか全く記憶にない等と証言した。訴追側 (prosecution) は反対尋問で、Xの以前の供述との矛盾を指摘しつつ、法廷証言は嘘である、Xは嘘つきで (He lies, he is a liar) 全く信用できない、故意に薬物を摂取したことは明らかである旨激しく弾劾した。⁽⁵¹⁾

そこでXは、自らの証人としての信用性を攻撃されたのでそれに反駁するために、先のポリグラフ検査結果を証拠として許容することを求めたところ、軍事証拠規則七〇七条の規定——「ポリグラフ検査結果、ポリグラフ検査者の意見、もしくはポリグラフ検査諸否の申込みへの言及は証拠として許容できない」と定め、軍法会議でのポリグラフ関連証拠の許容性を一切否定する——を根拠として否定され、すべての訴因につき有罪とされ、三〇ヶ月の

拘禁刑等の言い渡しを受けた。空軍刑事控訴裁判所は七対二で、規則七〇七条は被告人の信頼性ある証拠の提出権を恣意的に制限していないと説明し、すべての重要な点においてこれを維持した。これに対し、合衆国軍事控訴裁判所は三対二で、これを破棄した。第六修正の特定の文言を指摘することなく、ロック判決との間に重要な憲法上の差異はみられないとして自己の信用性に関する攻撃を反駁するために被告人によって提出されたポリグラフ証拠を絶対的に排除するのは第六修正の防御する権利を侵害する旨判示したのである。⁽⁵²⁾

これに対し、合衆国最高裁は訴追側の上告受理の申立てを容れ、軍事証拠規則七〇七条は「憲法に違反し、被告人の防御権を侵害しているかの問題を提起している」としたうえで、八対一で、右法則は憲法に違反しない旨判示した。なお、法廷意見の執筆はトーマス裁判官である。

【判旨】「関連証拠を提出する被告人の権利は無制約ではない。テイラー、ロック、チェインバース各判決を見よ。そのような証拠を提出する被告人の利益は、それ故、刑事裁判手続での他の正当な利益との調整に譲歩するところもありうる (may thus bow to accommodate)。その結果、州および連邦の立法者は、憲法の下で刑事裁判から証拠を排除するルールを確定するための幅広い活動範囲を有している。そのようなルールは、恣意的 (arbitrary) またはそれが果たす目的と不調和 (disproportionate) でない限り、被告人の防御権を侵害しない。さらに、われわれは、それが被告人の重要な利益を侵害した場合においてのみ、証拠の排除は憲法に反して恣意的または不調和であると判示してきた。⁽⁵³⁾」州および連邦政府は、信頼できる証拠が刑事裁判において事実認定者に提供されることを確保するのに正当な利益を有することには疑いが無い。実際、信用できない証拠の排除は多くの証拠規則の主たる目的である。⁽⁵⁴⁾」

「ポリグラフ証拠が信頼できるといつくことには全くコンセンサスがなない (there is simply no consensus)。今日まで、学界 (scientific community) はポリグラフ技術の信頼性に関して一極に分裂している (extremely polar-

ized)。ある研究によれば、ポリグラフ検査は総じて正確で信頼性があるという。例えば、通常の対照質問方式に於けるポリグラフ検査 (the common control question technique polygraph) を含む実験研究の正確度は、八七パーセント程度、という報告がある。他の研究によれば、「対照質問方式」によるポリグラフ検査の正確度はコインを投げて得られるものとほぼ同値 (little better than could be obtained by the toss of coin)、『すなわち五〇パーセントであること』⁽⁶⁾」

「なお、Xは、政府——とくに国防省——は日常的にポリグラフ検査を利用しているのだから、政府はポリグラフを信頼できると考えているに違いないと主張する。しかしながら、政府機関のポリグラフ検査の利用は主として人事の適格審査の領域 (in the field of personnel screening) においてであり、時には犯罪捜査や諜報捜査の際の道具として (to a lesser extent as a tool in criminal and intelligence investigations) 利用されることがあるものの、公判では証拠として利用されていない。」⁽⁷⁾このような限定的な公判廷外でのポリグラフ技術の利用は、刑事裁判における証拠としてのポリグラフの利用とは明らかに性格を異にし、その結果もそれほど重大ではない (less severe consequence)。⁽⁸⁾ そのような利用は公判での証拠としてのポリグラフの信頼性を確認するものではないし、規則七〇七条の絶対的禁止を裏付ける信頼性への適切な懸念を無価値とするものでもない (not invalidate reliability as a valid concern)。⁽⁹⁾」

原審判決は主としてロック、ワシントン、チェインバースの三判決に依拠するが、いずれもポリグラフ証拠を提出する権利を支持するものではない。三判決で当裁判所が違憲と宣言した証拠排除は被告人の防御権の基本的要素を大きく侵害 (significantly undermined) しているが、本件ではそのような侵害は認められない。⁽¹⁰⁾「ロック判決では、唯一の目撃証人で殺人事件の被疑者であった被告人は、催眠療法を受けて記憶を喚起 (hypnotically refreshed) 後に初めて事実を思い出した。アーカンサス州法は催眠療法後に喚起された証言をすべて排除していた

ため、被告人は、本件殺人が事故による (accidental) ものであるかどうかを含め、若干の関連事実について証言できなかった。かかる証拠の排除は被告人の「防御権 (right to present a defense)」を侵害すると判示した際」⁽¹¹⁾、われわれは、右州規則は現場において犯罪事実につき直接の知識を有する唯一の証人の証言を陪審から奪うものであると指摘し、さらに同規則は自己を防御するために証言する被告人の利益——犯罪訴追的である被告人にとっては何りわけ重要と考えられてきた利益——を侵害していた。われわれはこのような理由で、被告人は自己自身の言葉で自ら事件につき話すことが認められるべきであったと指摘したのである。ワシントン判決では、関連制定法によれば、ある犯罪の共犯者は他の被告人に有利に証言することを禁止されていたため、被告人は共犯者が当の犯罪を行ったという共犯者の証言を提出できなかった。被告人ワシントンの有罪判決を破棄した際にわれわれは、自ら直接観察した出来事につき物理的かつ精神的に証言できる証人を証人台に立たせる権利を訴追側は恣意的に被告人に否定したことを理由に、第六修正が侵害されたことになると判示した。チェインバース判決でわれわれは、当事者は自己側証人を弾劾できないとする「ミシシッピ州の「モン・ロー上の「保証人法則 (voucher rule)」と同証人が殺人を告白したとする三人の証言を排除する伝聞法則」とともに適用されたことに「デュー・プロセス違反を認めた。チェインバース判決は同事案での「事実と状況」に判示を限定することをとくに指摘している。それ故、チェインバース判決は、州または連邦規則が被告人に有利な証拠を排除するときは常に、被告人は自己を防御する公正な機会を奪われたことになる」との命題を支持していない。⁽¹²⁾」

以上、三判例の事案とは異なり、「規則七〇七条は被告人の重要な利益とは何ら関わりがない。本件では、裁判官 (the court members) は被告人の観点から起訴犯罪に関連する詳細の事柄をすべて耳にしており、規則七〇七条は事実に関する証拠の提出を被告人に認めていないのではない。Xは単に自己自身の信頼性を補強する専門家の提出を禁止されたにとどまる、さらにロック判決で争点となった州法則とは異なり、規則七〇七条は被告人に自己

に有利に証言することを禁じていない、すなわち被告人は事実についての自分の話を軍事法廷裁判官 (the court-martial members) に伝達することを選択して自由に行動した。それ故、規則七〇七条は、わが先例の下で合憲である。⁽¹⁰⁾

「スティヴンス裁判官の反対意見」 規則七〇七条は全面的な排除法則 (a blanket rule of exclusion) であり、ポリグラフ検査結果の提出を被告人に一切禁止する。たとえ両当事者が事前に嘘発見器の検査結果を許容することに合意していたとしても、同規則はそれを排除するのである。本件でのXに対する主たる嫌疑は、故意に薬物を使用したことであった。その主たる抗弁は、尿検査の結果が正しいとしても、そのような事実には気付いておらず、いわば知らずに薬物を摂取した (innocent ingestion) にすぎないというのである。三日後に行われた嘘発見器の検査結果が正しければ、Xの当時の身体的状況がXの抗弁と一致し、訴追側の理論には一致していないことになる。検査結果はXの証言の信頼性を確認するのに役立つから、関連性もある。⁽¹¹⁾

「さらに軍事施設においては嘘発見器の利用が特別な役割を果たしている。わが社会の民間領域でのそれほど組織的でない嘘発見器の使用よりも、軍の実務は許容性ルールにより好意的である。軍はポリグラフ検査の実施を注意深く定めている。軍は、極めて厳格なポリグラフ検査者の基準⁽¹²⁾を維持し、一般に合衆国内でのポリグラフ検査者の最良の訓練施設と考えられる軍自体のポリグラフ研究所 (Polygraph Institute) を設立している。軍は何十万回ものポリグラフ検査を実施し、その結果を日常的に種々の公式の判断材料 (official decisions) に用いている。なお、一九八一年から一九九七年までの間に、国防省は、対情報活動、防衛、および刑事捜査で生じた問題を解決するために四〇万回以上のポリグラフ検査を実施している。」⁽¹³⁾

「法廷意見は、犯罪で告発された被疑者には憲法上の防衛権のあることをほとんど看過している。第六修正は、被告人には強制的な手続で自己に有利な証人を喚問する権利がある⁽¹⁴⁾と旨定めている。この権利は、当事者主義自体の不可欠の属性 (essential attribute of the adversary system itself) である、ことを理由に、われわれは、自己を防御するために証人を提出する被告人の権利ほど基本的な、権利はほとんどない⁽¹⁵⁾と繰り返し指摘してきた。われわれは一九六七年のワシントン判決で、この権利はデュー・プロセスの基本的権利である⁽¹⁶⁾と判示し、不信用性の推定を理由に証拠をすべて排除する州の証拠排除は憲法に違反すると判示したのである。」⁽¹⁷⁾

ワシントン判決で無効と判示された証拠の許容性を絶対的に否定するルールは、いわゆる共犯者の証言に関わっていた。しかし、このような厳格な排除法則は次第に廃止された。そして当裁判所はチェインバース判決で有罪の確証に憲法上の権利が直接関わる場合には、伝聞法則は機械的に適用されてはならないと判示した。コモン・ローでは被告人、その配偶者、およびその共謀者のような利害関係者には証人適格がなかった。そしてロック判決で「信頼できない証拠を排除する州の正当な利益は、個々の事案において信頼できる証拠の絶対的排除には及ばない」と結論したのである。この憲法に関する記述は本件に直接関わりがある。⁽¹⁸⁾

「ポリグラフ検査の信頼性は八五パーセントから九〇パーセント程度とする多くの研究報告がある。ポリグラフ批判者は正確度はずっと低いと主張するが、批判者の引用する研究報告であっても、ポリグラフの正確度を七〇パーセントとしている。さらにポリグラフの誤りの程度に関する限り、研究報告は繰り返し、ポリグラフ検査は無実の人を誤って有罪とする方がその逆よりも多いことを示している、それ故、本件におけるそのように被告人の無実を晴らす (exculpatory) ポリグラフは被告人を有罪とする (inculcate) それよりも信頼できる。」⁽¹⁹⁾ むろん、嘘発見器の証拠は多種多様であり、検査者の適正等の判断の結果、排除されることはありうるが、「この種の専門家証言を絶対的に排除する根拠にはならない。」⁽²⁰⁾

[註]

- (1) 光藤景皎「証人喚問請求権の蘇生」福田平＝大塚仁博士古稀祝賀『刑事法学の総合的研究(下)』六七〇頁(有斐閣一九九二年)。なお、野々村宣博「アメリカ合衆国憲法修正六条 強制手続条項 (the Compulsory Process Clause) に関する一考察——日本国憲法三七条二項後段規定検討の手懸りとして」法と政治三八巻三〇七―三二頁以下(一九八七年)、堀江慎司「証人審問件の本質について(六・完)——アメリカにおける議論を中心に——」法学論叢一四二巻二二―二八頁(一九九七年)参照。
- (2) 光藤景皎「被告人の証拠提出権」試論吉川経夫先生古稀祝賀『刑事法学の歴史と課題』四六四頁、四六八頁(法律文化社 一九九四年)参照。
- (3) *Benson v. United States*, 146 U.S. 325 (1892).
- (4) *Id.* at 325-326, 329, 331.
- (5) *Id.* at 332.
- (6) *Id.* at 333-334.
- (7) *Id.* at 334-335.
- (8) *Id.* at 335.
- (9) *Id.* at 336-337.
- (10) *Id.* at 337.
- (11) *Rosen v. United States*, 245 U.S. 467 (1918).
- (12) *Id.* at 468-469.
- (13) *Id.* at 469-470.
- (14) *Id.* at 470.
- (15) *Id.* at 470-471.
- (16) *Id.* at 471.
- (17) *Id.*
- (18) *Washington v. Texas*, 388 U.S. 1 (1967). 本件につき、香城敏磨・アメリカ法一九六九年 号二六〇頁がある。
- (19) *Id.* at 15-16.
- (20) *Id.* at 16-17.
- (21) *Id.* at 14-15.
- (22) *Id.* at 18.
- (23) *Id.* at 19.
- (24) *Id.*
- (25) *Id.* at 20-21.
- (26) *Id.* at 21-22.
- (27) *Id.* at 22.
- (28) *Id.* at 22-23.
- (29) *Id.* at 23.
- (30) *Chambers v. Mississippi*, 410 U.S. 284 (1973).
- (31) *Id.* at 285-286.
- (32) *Id.* at 286-287.

- (33) *Id.* at 287-288.
- (34) *Id.* at 288-293.
- (35) *Id.* at 285.
- (36) *Id.* at 294.
- (37) *Id.* at 294-295.
- (38) *Id.* at 295-297.
- (39) *Id.* at 297-298.
- (40) *Id.* at 301-302.
- (41) *Id.* at 302-303.
- (42) *Green v. Georgia*, 442 U.S. 85 (1979) (*per curiam*).
- (43) *Id.* at 95-96.
- (44) *Id.* at 97.
- (45) *Crane v. Kentucky*, 476 U.S. 683 (1986).
- (46) *Id.* at 684.
- (47) *Id.* at 684-685.
- (48) *Id.* at 685-686.
- (49) *Id.* at 686-687.
- (50) *Id.* at 687.
- (51) *Id.* at 684.
- (52) *Id.* at 687.
- (53) *Id.* at 688.
- (54) *Id.* at 688-689.
- (55) *Rock v. Arkansas*, 483 U.S. 44 (1987).
- (56) *Id.* at 45-46.
- (57) *Id.* at 46-47.
- (58) *Id.* at 48-49.
- (59) *Id.* at 49.
- (60) *Id.* at 51.
- (61) *Id.* at 52-53.
- (62) *Id.* at 53-56.
- (63) *Id.* at 57-58.
- (64) *Id.* at 58-59.
- (65) *Id.* at 60-61.
- (66) *Id.* at 61.
- (67) *Id.* at 62.
- (68) *Taylor v. Illinois*, 484 U.S. 400 (1988).
- (69) *Id.* at 402-404.
- (70) *Id.* at 404-405.

- (71) *Id.* at 406.
- (72) *Idid.*
- (73) *Id.* at 409.
- (74) *Id.* at 410.
- (75) *Id.* at 413-414.
- (76) *Id.* at 415-416.
- (77) *Id.* at 416.
- (78) *Id.* at 416-418.
- (79) *Michigan v. Lucas*, 500 U.S. 145 (1991).
- (80) *Id.* at 146-147.
- (81) *Id.* at 149.
- (82) *Idid.*
- (83) *Id.* at 149-150.
- (84) *Id.* at 150.
- (85) *Id.* at 151.
- (86) *Idid.*
- (87) *Id.* at 151-152.
- (88) *Id.* at 152.
- (89) *Id.* at 152-153.

(90) *Id.* at 153.

(91) *United States v. Scheffer*, 523 U.S. 303 (1998). 本件につき詳しくは、小阜川義則「ポリグラフ検査について——米連邦最高裁判例を契機に——」名城法学四八巻二号九五頁以下（一九九八年）、松尾浩也「ポリグラフ検査結果に関する専門家証言の許容性」法律のひろば一九九九年一月号五八頁参照。

- (92) *Id.* at 305-306.
- (93) *Id.* at 307-308.
- (94) *Id.* at 308.
- (95) *Id.* at 309.
- (96) *Id.* at 309-310.
- (97) *Id.* at 312 n.8.
- (98) *Id.* at 315.
- (99) *Id.* at 315-316.
- (100) *Id.* at 316-317.
- (101) *Id.* at 321.
- (102) *Id.* at 323-324.
- (103) *Id.* at 325-327.
- (104) *Id.* at 327-330.
- (105) *Id.* at 333-334.